

〔調査結果の概要〕

(注) 本概要は、社会福祉法人（介護）を除く調査対象についての結果をまとめたものである。

1 年間所定労働時間（表 1、表 2）【集計表第 1-1～1-4 表】

年間所定労働時間（平成 30 年 1 月 1 日から同 12 月 31 日までの 1 年間）をみると、調査産業計では「本社事務」で 1,870 時間 27 分、「主たる事業所の交替なき勤務（以下「交替なき勤務」という。）」で 1,879 時間 26 分、「主たる事業所の 2 交替勤務（以下「2 交替勤務」という。）」で 1,878 時間 47 分、「主たる事業所の 3 交替勤務（以下「3 交替勤務」という。）」で 1,860 時間 09 分となっている。

製造業では、「本社事務」で 1,873 時間 24 分、「交替なき勤務」で 1,878 時間 34 分、「2 交替勤務」で 1,874 時間 47 分、「3 交替勤務」で 1,856 時間 03 分となっている。

表 1 年間所定労働時間

(社、時間:分)

産業区分・年	本社事務		主たる事業所					
			交替なき勤務		2 交替勤務		3 交替勤務	
	集計社数	年間所定労働時間	集計社数	年間所定労働時間	集計社数	年間所定労働時間	集計社数	年間所定労働時間
調査産業計	194	1,870:27	149	1,879:26	61	1,878:47	60	1,860:09
製造業	110	1,873:24	90	1,878:34	46	1,874:47	49	1,856:03
前回(平成 28 年)								
調査産業計	222	1,871:32	166	1,880:29	67	1,887:27	70	1,849:53
製造業	128	1,876:14	106	1,883:24	55	1,878:01	59	1,850:21

(注) 「主たる事業所」とは、事業を営む上で主要な位置付けにあり、交替勤務に従事する労働者が比較的多い事業所をいう。

年間所定労働時間の分布をみると、調査産業計、製造業ともに「本社事務」、「交替なき勤務」、及び「2 交替勤務」「3 交代勤務」で「1,850 時間以上 1,900 時間未満」が最も多く、調査産業計で、それぞれ 68 社(集計 194 社の 35.1%)、47 社(同 149 社の 31.5%)、22 社(同 61 社の 36.1%)、23 社(同 60 社の 38.3%)。製造業で、それぞれ 50 社(同 110 社の 45.5%)、33 社(同 90 社の 36.7%)、17 社(同 46 社の 37.0%)、18 社(同 49 社の 36.7%)となっている。

表2 年間所定労働時間分布

(社、%)

産業区分・年	集計社数	1,650	1,650	1,700	1,750	1,800	1,850	1,900	1,950	2,000
		時間未満	時間以上 1,700 時間未満	時間以上 1,750 時間未満	時間以上 1,800 時間未満	時間以上 1,850 時間未満	時間以上 1,900 時間未満	時間以上 1,950 時間未満	時間以上 2,000 時間未満	
本社事務 調査産業計	194 (100.0)	1 (0.5)	3 (1.5)	4 (2.1)	14 (7.2)	47 (24.2)	68 (35.1)	32 (16.5)	18 (9.3)	7 (3.6)
製造業	110 (100.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	3 (2.7)	29 (26.4)	50 (45.5)	19 (17.3)	9 (8.2)	— (0.0)
前回(平成28年) 調査産業計	222 (100.0)	1 (0.5)	2 (0.9)	6 (2.7)	11 (5.0)	51 (23.0)	83 (37.4)	41 (18.5)	20 (9.0)	7 (3.2)
製造業	128 (100.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	33 (25.8)	59 (46.1)	25 (19.5)	11 (8.6)	— (0.0)
交替なき勤務 調査産業計	149 (100.0)	1 (0.7)	1 (0.7)	3 (2.0)	8 (5.4)	36 (24.2)	47 (31.5)	30 (20.1)	17 (11.4)	6 (4.0)
製造業	90 (100.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	3 (3.3)	24 (26.7)	33 (36.7)	21 (23.3)	9 (10.0)	— (0.0)
前回(平成28年) 調査産業計	166 (100.0)	1 (0.6)	1 (0.6)	4 (2.4)	4 (2.4)	40 (24.1)	58 (34.9)	32 (19.3)	18 (10.8)	8 (4.8)
製造業	106 (100.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	25 (23.6)	43 (40.6)	26 (24.5)	12 (11.3)	— (0.0)
2交替勤務 調査産業計	61 (100.0)	— (0.0)	1 (1.6)	1 (1.6)	1 (1.6)	16 (26.2)	22 (36.1)	13 (21.3)	5 (8.2)	2 (3.3)
製造業	46 (100.0)	— (0.0)	1 (2.2)	1 (2.2)	— (0.0)	12 (26.1)	17 (37.0)	11 (23.9)	4 (8.7)	— (0.0)
前回(平成28年) 調査産業計	67 (100.0)	— (0.0)	1 (1.5)	2 (3.0)	— (0.0)	12 (17.9)	28 (41.8)	13 (19.4)	7 (10.4)	4 (6.0)
製造業	55 (100.0)	— (0.0)	1 (1.8)	2 (3.6)	— (0.0)	9 (16.4)	24 (43.6)	12 (21.8)	7 (12.7)	— (0.0)
3交替勤務 調査産業計	60 (100.0)	1 (1.7)	— (0.0)	1 (1.7)	4 (6.7)	19 (31.7)	23 (38.3)	10 (16.7)	1 (1.7)	1 (1.7)
製造業	49 (100.0)	1 (2.0)	— (0.0)	1 (2.0)	3 (6.1)	17 (34.7)	18 (36.7)	8 (16.3)	1 (2.0)	— (0.0)
前回(平成28年) 調査産業計	70 (100.0)	1 (1.4)	— (0.0)	3 (4.3)	5 (7.1)	21 (30.0)	29 (41.4)	9 (12.9)	2 (2.9)	— (0.0)
製造業	59 (100.0)	1 (1.7)	— (0.0)	2 (3.4)	3 (5.1)	20 (33.9)	24 (40.7)	8 (13.6)	1 (1.7)	— (0.0)

2 1日の所定労働時間(表3、表4)【集計表第2-1~2-4表】

1日の所定労働時間をみると、調査産業計では「本社事務」で7時間42分、「交替なき勤務」で7時間42分、「2交替勤務」で8時間06分、「3替勤務」で7時間26分となっており、製造業では「本社事務」で7時間45分、「交替なき勤務」で7時間45分、「2交替勤務」で8時間02分、「3交替勤務」で7時間26分となっている。

表3 1日の所定労働時間

(社、時間:分)

産業区分・年	本社事務		主たる事業所					
	集計社数	1日の所定労働時間	交替なき勤務		2交替勤務		3交替勤務	
			集計社数	1日の所定労働時間	集計社数	1日の所定労働時間	集計社数	1日の所定労働時間
調査産業計	194	7:42	148	7:42	59	8:06	59	7:26
製造業	110	7:45	90	7:45	45	8:02	49	7:26
前回(平成28年)								
調査産業計	222	7:42	166	7:43	66	8:06	69	7:26
製造業	128	7:45	106	7:46	54	8:02	59	7:27

1日の所定労働時間の分布をみると、調査産業計では「本社事務」「交替なき勤務」「2交替勤務」で「7時間30分超8時間未満」が最も多く、それぞれ94社(集計194社の48.5%)、73社(同148社の49.3%)、17社(同59社の28.8%)、「3交替勤務」は「7時間超7時間30分未満」の25社(同59社の42.4%)が最も多くなっている。

製造業では「本社事務」「交替なき勤務」「2交替勤務」で「7時間30分超8時間未満」が最も多く、それぞれ68社(集計110社の61.8%)、52社(同90社の57.8%)、15社(同45社の33.3%)、「3交替勤務」は「7時間超7時間30分未満」の19社(同49社の38.8%)が最も多くなっている。

表4 1日の所定労働時間分布

(社)

産業区分・年	集計社数	7:00未満	7:00	7:00超7:30未満	7:30	7:30超8:00未満	8:00	8:00超
本社事務								
調査産業計	194	1	7	14	30	94	48	—
製造業	110	—	—	1	20	68	21	—
前回(平成28年)								
調査産業計	222	1	10	14	33	104	60	—
製造業	128	—	—	—	25	74	29	—
交替なき勤務								
調査産業計	148	1	4	11	22	73	37	—
製造業	90	—	—	3	15	52	20	—
前回(平成28年)								
調査産業計	166	1	7	9	26	74	49	—
製造業	106	—	—	3	18	54	31	—
2交替勤務								
調査産業計	59	—	2	10	2	17	16	12
製造業	45	—	1	8	1	15	13	7
前回(平成28年)								
調査産業計	66	—	3	8	4	22	17	12
製造業	54	—	2	6	4	20	14	8
3交替勤務								
調査産業計	59	—	13	25	2	11	6	2
製造業	49	—	12	19	2	9	5	2
前回(平成28年)								
調査産業計	69	1	15	29	4	11	5	4
製造業	59	1	12	24	4	20	14	8

3 年間休日日数(表5、表6)【集計表第4-1~4-4表】

年間休日日数をみると、調査産業計では「本社事務」で121.8日、「交替なき勤務」で120.6日、「2交替勤務」で125.6日、「3交替勤務」で113.4日となっており、製造業では、「本社事務」で122.9日、「交替なき勤務」で122.2日、「2交替勤務」で127.1日、「3交替勤務」で114.0日となっている。

表5 年間休日日数

(社、日)

産業区分・年	本社事務		主たる事業所					
			交替なき勤務		2交替勤務		3交替勤務	
	集計社数	平均年間休日日数	集計社数	平均年間休日日数	集計社数	平均年間休日日数	集計社数	平均年間休日日数
調査産業計	194	121.8	136	120.6	57	125.6	59	113.4
製造業	110	122.9	81	122.2	44	127.1	49	114.0
前回(平成28年)								
調査産業計	223	121.3	154	120.4	62	124.8	65	115.0
製造業	129	122.7	96	122.2	50	125.2	54	115.5

年間休日日数の分布をみると、調査産業計、製造業ともに、「本社事務」、「交替なき勤務」及び「2交替勤務」は「120日以上125日未満」が最も多く、調査産業計でそれぞれ118社(集計194社の60.8%)、71社(同136社の52.2%)、20(同57社の35.1%)、製造業でそれぞれ70社(同110社の63.6%)、44社(同81社の54.3%)、16社(同44社の36.4%)となっている。

「3交替勤務」は調査産業計、製造業ともに「100日以上105日未満」が最も多く、それぞれ12社(同59社の20.3%)、11社(同49社の22.4%)となっている。

表6 年間休日日数分布

(社)

産業区分・年	集計社数	年間休日日数分布							
		100日未満	100日以上105日未満	105日以上110日未満	110日以上115日未満	115日以上120日未満	120日以上125日未満	125日以上130日未満	130日以上
本社事務									
調査産業計	194	1	2	6	5	13	118	45	4
製造業	110	—	—	—	—	8	70	31	1
前回(平成28年)									
調査産業計	223	3	7	8	4	13	121	63	4
製造業	129	—	3	—	1	8	75	40	2
交替なき勤務									
調査産業計	136	2	4	9	3	13	71	32	2
製造業	81	—	1	3	—	8	44	25	—
前回(平成28年)									
調査産業計	154	2	6	10	4	16	72	42	2
製造業	96	—	2	1	1	12	51	28	1
2交替勤務									
調査産業計	57	2	4	5	2	4	20	10	10
製造業	44	—	2	3	2	4	16	10	7
前回(平成28年)									
調査産業計	62	2	5	5	—	6	24	12	8
製造業	50	1	2	3	—	6	21	11	6
3交替勤務									
調査産業計	59	3	12	11	7	3	11	10	2
製造業	49	2	11	9	5	1	9	10	2
前回(平成28年)									
調査産業計	65	3	12	9	10	8	13	7	3
製造業	54	2	11	7	9	4	11	7	3

4 変形労働時間制・みなし労働時間制の採用状況

(1) 各制度の採用状況(表7)【集計表第6表】

- ① 1か月単位の変形労働時間制を採用している企業は調査産業計で102社(集計176社の58.0%)、製造業で57社(同106社の53.8%)となっている。

- ② 1年単位の変形労働時間制を採用している企業は調査産業計で 58 社（集計 176 社の 33.0%）、製造業で 41 社（同 106 社の 38.7%）となっている。
- ③ フレックスタイム制を採用している企業は調査産業計で 136 社（集計 176 社の 77.3%）、製造業で 96 社（同 106 社の 90.6%）となっている。
- ④ 事業場外みなし労働時間制を採用している企業は調査産業計で 39 社（集計 176 社の 22.2%）、製造業で 33 社（同 106 社の 31.1%）となっている。
- ⑤ 専門業務型裁量労働制を採用している企業は調査産業計で 39 社（集計 176 社の 22.2%）、製造業で 35 社（同 106 社の 33.0%）となっている。
- ⑥ 企画業務型裁量労働制を採用している企業は調査産業計で 26 社（集計 176 社の 14.8%）、製造業で 19 社（同 106 社の 17.9%）となっている。

表 7 変形労働時間制・みなし労働時間制の採用状況（複数回答）

（社、%）

産業区分・年	集計 社数	1か月 単位の 変形労働 時間制	1年単位 の変形労働 時間制	フレック スタイム 制	事業場外 みなし労働 時間制	裁量労働のみなし 労働時間制	
						専門 業務型	企画 業務型
調査産業計	176 (100.0)	102 (58.0)	58 (33.0)	136 (77.3)	39 (22.2)	39 (22.2)	26 (14.8)
製造業	106 (100.0)	57 (53.8)	41 (38.7)	96 (90.6)	33 (31.1)	35 (33.0)	19 (17.9)
前回(平成 28 年) 調査産業計	197 (100.0)	111 (56.3)	60 (30.5)	143 (72.6)	53 (26.9)	47 (23.9)	32 (16.2)
製造業	120 (100.0)	63 (52.5)	41 (34.2)	104 (86.7)	42 (35.0)	44 (36.7)	24 (20.0)

5 所定外労働に係る割増賃金実働率（8時間を超える所定外労働に係る取扱い）

1か月の累計時間数に応じた割増賃金率は次のとおりとなっている。

① 1か月 45 時間以下の場合（表 8 ①）【集計表第 7-1 表】

調査産業計、製造業とも「30%」が最も多く、それぞれ 84 社（集計 193 社の 43.5%）、62 社（同 110 社の 56.4%）、次いで「25%」がそれぞれ 57 社（同 193 社の 29.5%）、16 社（同 110 社の 14.5%）となっている。平均割増率は調査産業計で 28.1%、製造業で 29.1%となっている。

② 1か月 45 時間を超え 60 時間以内の場合（表 8 ②）【集計表第 7-2 表】

調査産業計、製造業とも「30%」が最も多く、それぞれ 88 社（集計 191 社の 46.1%）、67 社（同 109 社の 61.5%）、次いで「25%」がそれぞれ 54 社（同 191 社の 28.3%）、14 社（同 109 社の 12.8%）となっている。平均割増率は調査産業計で 29.5%、製造業で 30.6%となっている。

③ 1か月 60 時間超の場合（表 8 ③）【集計表第 7-2 表】

調査産業計、製造業ともに「50%」が最も多くそれぞれ 187 社（集計 193 社の 96.9%）、107 社（同 110 社の 97.3%）となっている。平均割増率は調査産業計、製造業ともに 50.2%となっている。

表8 所定外労働の割増賃金率

①45時間以下						(社)
産業区分・年	集計社数	25%	25.1~29.9%	30%	30.1%以上	平均割増率(%)
調査産業計	193	57	23	84	6	28.1
製造業	110	16	9	62	5	29.1
前回(平成28年)						
調査産業計	197	66	27	99	5	28.0
製造業	110	15	12	79	4	29.2
②45時間を超え60時間以内						
産業区分・年	集計社数	25%	25.1~29.9%	30%	30.1%以上	平均割増率(%)
調査産業計	191	54	22	88	27	29.5
製造業	109	14	8	67	20	30.6
前回(平成28年)						
調査産業計	188	57	22	82	27	29.5
製造業	105	13	7	66	19	30.9
③60時間超						
産業区分・年	集計社数	50%	50.1~59.9%	60%以上		平均割増率
調査産業計	193	187	4	2		50.2
製造業	110	107	2	1		50.2
前回(平成28年)						
調査産業計	215	209	4	2		50.2
製造業	124	120	3	1		50.2

(注)①45時間以下は、割増賃金率が一定(定率)の企業の集計結果。

6 時間外労働・休日労働に関する労使協定の内容(主たる事業所)

(1) 時間外労働

主たる事業所における労使協定で定められている延長することができる時間数(限度)は、次のとおりである。

① 1日の限度(表9①)【集計表第8-1表】

調査産業計、製造業とも「7時間超」が最も多く、それぞれ79社(集計151社の52.3%)、45社(同84社の53.6%)となっている。次いで、調査産業計、製造業とも「4時間」が21社(同151社の13.9%)、10社(同84社の11.9%)、「5時間」が14社(同151社の9.3%)、8社(同84社の9.5%)となっている。平均はそれぞれ8時間19分、7時間59分である。

② 1か月の限度(表9②)【集計表第8-2表】

調査産業計、製造業とも「45時間」が最も多く、それぞれ128社(集計163社の78.5%)、66社(同95社の69.5%)、次いで「40時間以上45時間未満」が23社(同163社の14.1%)、19社(同95社の20.0%)、「30時間以上40時間未満」が10社(同163社の6.1%)、8社(同95社の8.4%)等となっている。平均はそれぞれ43時間19分、42時間35分である。

③ 3か月の限度(表9③)【集計表第8-3表】

調査産業計、製造業とも「120時間」が最も多く、それぞれ15社(集計19社の78.9%)、8社(同11社の72.7%)となっている。平均はそれぞれ117時間06分、115時間55分である。

④ 1年の限度（表9④）【集計第8-4表】

調査産業計、製造業とも「360時間」が最も多く、それぞれ163社（集計174社の93.7%）、90社（同98社の91.8%）、次いで「300時間以上360時間未満」が11社（同174社の6.3%）、8社（同98社の8.2%）等となっている。平均はそれぞれ357時間35分、356時間50分である。

表9 所定外労働時間に関する協定内容（主たる事業所）

① 延長することができる時間数 — 1日の限度 —

（社、時間：分）

産業区分・年	集計社数	2時間以上 3時間未満	3時間	3時間超 4時間未満	4時間	4時間超 5時間未満	5時間	5時間超 6時間未満	6時間	6時間超 7時間未満	7時間	7時間超	平均時間
調査産業計	151	1	7	4	21	2	14	—	9	3	11	79	8:19
製造業	84	1	5	3	10	1	8	—	6	2	3	45	7:59
前回(平成28年)													
調査産業計	164	—	7	2	27	3	17	1	12	2	10	83	8:14
製造業	95	—	5	1	15	1	11	—	6	2	4	50	8:04

② 延長することができる時間数 — 1か月の限度 —

産業区分・年	集計社数	20時間未満	20時間以上 30時間未満	30時間以上 40時間未満	40時間以上 45時間未満	45時間	45時間超	平均時間
調査産業計	163	—	2	10	23	128	—	43:19
製造業	95	—	2	8	19	66	—	42:35
前回(平成28年)								
調査産業計	182	—	4	17	26	135	—	42:39
製造業	107	—	4	14	19	70	—	41:38

③ 延長することができる時間数 — 3か月の限度 —

産業区分・年	集計社数	50時間以上 100時間未満	100時間以上 120時間未満	120時間	120時間超	平均時間
調査産業計	19	—	4	15	—	117:06
製造業	11	—	3	8	—	115:55
前回(平成28年)						
調査産業計	24	2	2	19	—	112:05
製造業	16	2	2	11	—	108:08

④ 延長することができる時間数 — 1年の限度 —

産業区分・年	集計社数	200時間未満	200時間以上 300時間未満	300時間以上 360時間未満	360時間	360時間超	平均時間
調査産業計	174	—	—	11	163	—	357:35
製造業	98	—	—	8	90	—	356:50
前回(平成28年)							
調査産業計	196	—	2	12	182	—	356:34
製造業	115	—	1	9	105	—	355:39

（注）①～④は、特別条項に係るものは除く。

(2) 法定休日の休日労働（表 10）【集計表第 9-1 表】

主たる事業所における労使協定で定められている法定休日に労働させることのできる日数（1か月当たり）をみると、調査産業計、製造業とも「2日」が最も多く、それぞれ45社（集計91社の49.5%）、18社（同42社の42.9%）、次いで「4日」が24社（同91社の26.4%）、12社（同42社の28.6%）等となっている。平均はそれぞれ2.7日、2.8日である。

表 10 法定休日労働に関する協定内容

(社、日)

産業区分・年	集計社数	法定休日に労働させることのできる日数（1か月当たり）						平均 限度 日数
		1日	2日	3日	4日	5日	6日以上	
調査産業計	91	5	45	14	24	3	—	2.7
製造業	42	2	18	10	12	—	—	2.8
前回(平成28年)								
調査産業計	97	7	46	16	23	5	—	2.7
製造業	46	3	20	8	14	1	—	2.8

7 育児・介護に関する休業・休暇及び勤務時間の短縮

(1) 育児休業（表 11）【集計表第 10-1 表】

育児休業をすることができる子の年齢（制度上認められている最長期間）をみると、調査産業計、製造業とも「子が1歳6か月を超え2歳になるまで」が最も多く、それぞれ108社（集計190社の56.8%）、64社（同107社の59.8%）、次いで「子が2歳を超え3歳になるまで」が53社（同190社の27.9%）、25社（同107社の23.4%）等となっている。

表 11 育児休業

(社)

産業区分	集計社数	育児休業をすることができる子の年齢（制度上認められている最長期間）			
		子が1歳6か月に なるまで	1歳6か月を超え 2歳になるまで	2歳を超え 3歳になるまで	3歳を超えても 取得できる
調査産業計	190	15	108	53	14
製造業	107	11	64	25	7

(2) 子の看護休暇（子が2人以上の場合）（表 12）【集計表第 10-2 表】

子の看護休暇の最長（限度）日数をみると、調査産業計、製造業とも「1年に10日まで」が最も多く、それぞれ167社（集計188社の88.8%）、92社（同108社の85.2%）となっている。

休暇期間の賃金の取扱いをみると、全額支給期間の平均は調査産業計で10.1日、製造業で10.6日となっている。

表 12 子の看護休暇（子が2人以上の場合）

(社)

産業区分	集計社数	子の看護休暇の最長（限度）日数			
		1年に10日まで	1年に11日以上 20日未満	1年に20日以上	期間の制限なし
調査産業計	188	167	9	12	—
製造業	108	92	4	12	—

(注) 「期限の制限なし」は労働者の希望する期間をそのまま認める場合を含む。

(3) 介護休業（表 13）【集計表第 10-3 表】

介護休業の最長（限度）期間をみると、調査産業計、製造業とも「1年」が最も多く、それぞれ 114 社（集計 188 社の 60.6%）、65 社（同 106 社の 61.3%）となっている。

次いで調査産業計、製造業とも「1年超」が 39 社（同 188 社の 20.7%）、24 社（同 106 社の 22.6%）、「通算して 93 日まで」が 23 社（同 188 社の 12.2%）、12 社（同 106 社の 11.3%）等となっている。

表 13 介護休業

(社)

産業区分	集計社数	介護休業の最長（限度）期間				
		通算して 93 日まで	93 日を超え 1 年未満	1 年	1 年超	期間の制限 なし
調査産業計	188	23	11	114	39	1
製造業	106	12	4	65	24	1

(注) 「期限の制限なし」は労働者の希望する期間をそのまま認める場合を含む。

(4) 介護休暇（対象家族が 1 人の場合）（表 14）【集計表第 10-4 表】

介護休暇の最長（限度）日数をみると、調査産業計、製造業とも「1年に 5 日まで」が最も多くなっており、それぞれ 138 社（集計 185 社の 74.6%）、74 社（同 105 社の 70.5%）、次いで「1年に 10 日以上」がそれぞれ 40 社（同 185 社の 21.6%）、26 社（同 105 社の 24.8%）となっている。

休暇期間の賃金の取扱いをみると、全額支給期間の平均は調査産業計で 7.2 日、製造業で 7.4 日となっている。

表 14 介護休暇（対象家族が 1 人の場合）

(社)

産業区分	集計社数	介護休暇の最長（限度）日数			
		1 年に 5 日まで	1 年に 6 日以上 10 日未満	1 年に 10 日以上	期間制限なし
調査産業計	185	138	7	40	—
製造業	105	74	5	26	—

(注) 「期限の制限なし」は労働者の希望する期間をそのまま認める場合を含む。

(5) 男性労働者が制度上取得できる休暇（表 15）【集計表第 10-5】

男性が制度上取得できる休暇の状況は次のようになっている。

① 配偶者出産休暇

配偶者出産休暇の制度上認められている最長（限度）日数をみると、調査産業計、製造業とも「2日超～5日」が最も多く、112 社（集計 171 社の 65.5%）、69 社（99 社の 69.7%）となっている。平均は調査産業計が 3.7 日、製造業は 3.6 日となっている。

② 育児参加のための休暇

育児参加のための休暇の制度上認められている最長（限度）日数をみると、調査産業計、製造業とも「5日以下」が最も多く、それぞれ 28 社（集計 68 社の 41.2%）、17 社（集計 41 社の 41.5%）となっている。平均は調査産業計が 17.8 日、製造業は 18.4 日となっている。

表 15 男性労働者が制度上取得できる休暇

① 配偶者出産休暇 (社、日)

産業区分	集計社数	制度上認められている最長(限度)日数			
		2日以下	2日超～5日	5日超	平均日数
調査産業計	171	50	112	9	3.7
製造業	99	26	69	4	3.6

② 育児参加のための休暇 (社、日)

産業区分・年	集計社数	制度上認められている最長(限度)日数			平均日数
		5日以下	5日超～10日	10日超	
調査産業計	68	28	11	25	17.8
製造業	41	17	7	15	18.4

(6) 勤務時間の短縮 (表 16) 【集計表第 10-6 表】

① 育児のための勤務時間の短縮

「育児のための勤務時間の短縮」について、勤務時間の短縮をすることができる子の年齢・学年(制度上認められている最長期間)をみると、調査産業計、製造業とも「小学校に入学してから3年生終了まで」が最も多く、それぞれ88社(集計191社の46.1%)、51社(集計108社の47.2%)、次いで「小学4年生以上小学校卒業まで」が60社(同191社の31.4%)、40社(同108社の37.0%)等となっている。

1日の就業時間のうちで短縮が認められる時間の平均は調査産業計、製造業ともに2.4時間となっている。

② 介護のための勤務時間の短縮

「介護のための勤務時間の短縮」について、勤務時間の短縮をすることができる最長(限度)期間をみると、調査産業計、製造業とも「1年超」が最も多く、それぞれ81社(集計182社の44.5%)、48社(集計103社の46.6%)、次いで「期間制限なし」が51社(同182社の28.0%)、28社(同103社の27.2%)、「1年」が33社(同182社の18.1%)、19社(同103社の18.4%)等となっている。

1日の就業時間のうちで短縮が認められる時間の平均は調査産業計、製造業ともに2.4時間となっている。

表 16 勤務時間の短縮

① 育児のための勤務時間の短縮 (社)

産業区分	集計社数	制度上認められている最長期間				
		子が3歳になるまで	3歳を超え小学校に入学するまで	小学校に入学してから3年生終了まで	小学4年生以上小学校卒業まで	小学校卒業以降も利用できる
調査産業計	191	15	23	88	60	5
製造業	108	6	10	51	40	1

② 介護のための勤務時間の短縮

(社)

産業区分	集計社数	制度上認められている最長期間				
		通算して 93日まで	93日を超え 1年未満	1年	1年超	期間の制限 なし
調査産業計	182	13	4	33	81	51
製造業	103	7	1	19	48	28

(注) 「期限の制限なし」は労働者の希望する期間をそのまま認める場合を含む。

8 休業・休暇及び勤務時間短縮制度以外の仕事と育児・介護の両立を支援するための措置の採用状況 (表 17) 【集計表第 11 表】

休業・休暇及び勤務時間短縮制度以外の仕事と育児・介護の両立を支援するため、企業が採用している措置 (複数回答) をみると、調査産業計、製造業とも「超過勤務の免除・制限」が最も多くそれぞれ 173 社 (集計 185 社の 93.5%)、98 社 (集計 107 社の 91.6%)、次いで「フレックスタイム制度」がそれぞれ 111 社 (同 185 社の 60.0%)、75 社 (同 107 社の 70.1%) 等となっている。

表 17 休業・休暇及び勤務時間短縮制度以外の仕事と育児・介護の両立を支援するための措置の採用状況 (社)

産業区分	集計社数	仕事と育児・介護の両立を支援するための措置の採用状況 (複数回答)						
		超過勤務の免除・制限	フレックスタイム制度	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ制度	事業所内保育施設の設定	テレワーク	育児・介護支援サービスの利用費用を助成	その他
調査産業計	185	173	111	94	36	64	69	30
製造業	107	98	75	45	20	39	42	16

9 年次有給休暇制度

(1) 勤続 1 年未満の者に対する勤続期間別付与日数 【集計表第 12-1~12-3 表】

勤続 1 年未満の者に対する年次有給休暇の付与日数を勤続月数別にみると、調査産業計、製造業とも勤続 3 か月、勤続 6 か月、勤続 9 か月すべての勤務月数別で、「10 日」とする企業が最も多くなっている。

(2) 勤続 1 年以上の者に対する勤続期間別付与日数 (勤続 1 年、5 年、6 年 6 か月、10 年、20 年) 【集計表第 12-4、12-9、12-11~12-13 表】

勤続 1 年以上の者に対する年次有給休暇の付与日数を勤続年数別にみると、調査産業計では、勤続 1 年、勤続 5 年、勤続 6 年 6 か月、勤続 10 年、勤続 20 年ともに「20 日」とする企業が最も多くなっている。

(3) 最高付与日数 (表 18) 【集計表第 13、14 表】

年次有給休暇の最高付与日数をみると、「20 日」とする企業が調査産業計で 156 社 (集計 192 社の 81.3%)、製造業で 87 社 (集計 109 社の 79.8%) と最も多くなっており、平均は調査産業計で 20.6 日、製造業で 20.7 日となっている。

また、最高付与日数到達勤続年数をみると、「6 年」とする企業が最も多く、調査産業計で 66 社 (集計 191 社の 34.6%)、製造業で 34 社 (同 108 社の 31.5%)、次いで「5 年」が調査産業計で 39 社 (同 191 社の 20.4%)、製造業で 26 社 (同 108 社の 24.1%)、「1 年」が調査産業計で 31 社 (同 191 社の 16.2%)、製造業で 16 社 (同 108 社の 14.8%) などとなっており、平均は調査産業計が 5 年、製造業が 4 年 11 か月となっている。

表 18 年次有給休暇の最高付与日数（主たる事業所）

(社、日)

産業区分・年	集計社数	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日以上	平均日数
調査産業計	192	156	10	12	1	3	8	—	—	—	2	20.6
製造業	109	87	6	7	1	2	5	—	—	—	1	20.7
前回(平成28年)												
調査産業計	221	182	11	14	3	3	7	—	—	—	1	20.5
製造業	129	104	8	8	2	3	4	—	—	—	—	20.5

(4) 年次有給休暇の取得状況（表 19）【集計表第 15-1 表】

本社と主たる事業所における最近1年間の年次有給休暇の取得状況（平成30年6月以前の最近1年間の年次有給休暇年度の実績）をみると、調査産業計で1人当たりの新規付与日数は20.1日、平均取得日数は13.9日、1人当たり年次有給休暇取得率（新規付与日数に対する取得日数の割合）は69.3%、製造業で1人当たりの新規付与日数は20.4日、平均取得日数は14.7日、1人当たり年次有給休暇取得率は72.3%などとなっている。

1人当たりの取得率の分布をみると、調査産業計では、「50%以上60%未満」の企業が最も多く、36社（1人当たりの取得日数について回答のあった集計168社の21.4%）、「60%以上70%未満」が35社（同168社の20.8%）となっている。製造業では「60%以上70%未満」と「70%以上80%未満」がそれぞれ26社（同97社の26.8%）、「50%以上60%未満」が23社（同97社の23.7%）となっている。

表 19 年次有給休暇の取得状況（本社・主たる事業所）

(社、日、%)

産業区分・年	1人当たりの年次有給休暇の取得状況		
	新規付与日数	取得日数	平均取得率
調査産業計	20.1	13.9	69.3
製造業	20.4	14.7	72.3
前回(平成28年)			
調査産業計	19.6	13.1	66.3
製造業	19.8	14.3	71.7

(5) 長時間労働の削減（表 20）【集計表第 16 表】

長時間労働の削減についての対策の実施状況は、調査産業計、製造業ともに「労使で話し合いの場を設けている」がそれぞれ159社（集計190社の83.7%）、93社（集計109社の85.3%）で最も多く、次いで「年次有給休暇の計画的取得の取組み」がそれぞれ147社（集計190社の77.4%）、92社（集計109社の84.4%）となっている。

表 20 長時間労働の削減についての対策の実施状況

(社)

産業区分	集計社数	長時間労働の削減についての対策の実施状況(複数回答)						
		ノー残業デーを設定	業務量平準化などの改善策	時間外労働の目標やインセンティブの設定	年次有給休暇の計画的取得の取組み	記念日休暇等利用しやすい休暇制度	労使で話し合いの場を設定	その他
調査産業計	190	146	130	68	147	141	159	11
製造業	109	88	71	38	92	78	93	7

10 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組状況（表 21）【集計表第 17 表】

平成 28 年 7 月から 30 年 6 月までの 2 年間ににおける仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組状況（複数回答）をみると、何らかの項目について労働組合から要求・申し入れがあった、あるいはそれら項目について、実施した企業は調査産業計で 166 社、製造業で 97 社であった。

労働組合から要求・申し入れがあった項目は、調査産業計、製造業とも「育児・介護・看護のための休業・休暇制度の拡充」がそれぞれ 62 社（集計 166 社の 37.3%）、36 社（同 97 社の 37.1%）と最も多く、「出退勤の時間管理の徹底」がそれぞれ 44 社（同 166 社の 26.5%）、22 社（同 97 社の 22.7%）、「育児・介護のための勤務時間短縮制度の導入・拡充」がそれぞれ 43 社（同 166 社の 25.9%）、20 社（同 97 社の 20.6%）等となっている。

また実際に、労働組合からの要求の有無にかかわらず企業が実施した項目は、調査産業計、製造業とも「育児・介護・看護のための休業・休暇制度の拡充」がそれぞれ 87 社（集計 166 社の 52.4%）、52 社（同 97 社の 53.6%）と最も多く、次いで「出退勤の時間管理の徹底」が 82 社（集計 166 社の 49.4%）、43 社（同 97 社の 44.3%）、「育児・介護のための勤務時間短縮制度の導入・拡充」が 62 社（同 166 社の 37.3%）、30 社（同 97 社の 30.9%）等となっている。

表 21 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組状況（複数回答）

（社、%）

産業区分・年	集計社数	育児・介護・看護のための休業・休暇制度の拡充	育児・介護のための勤務時間短縮制度の導入・拡充	出退勤の時間管理の徹底	休日増	年次有給休暇の時間単位の取得制度の導入・拡充	所定労働時間の短縮
調査産業計 組合要求項目	166 (100.0)	62 (37.3)	43 (25.9)	44 (26.5)	21 (12.7)	36 (21.7)	26 (15.7)
企業実施項目	166 (100.0)	87 (52.4)	62 (37.3)	82 (49.4)	14 (8.4)	33 (19.9)	16 (9.6)
製造業 組合要求項目	97 (100.0)	36 (37.1)	20 (20.6)	22 (22.7)	12 (12.4)	20 (20.6)	17 (17.5)
企業実施項目	97 (100.0)	52 (53.6)	30 (30.9)	43 (44.3)	9 (9.3)	19 (19.6)	11 (11.3)
前回(平成 28 年) 調査産業計 組合要求項目	190 (100.0)	75 (39.5)	58 (30.5)	42 (22.1)	38 (20.0)	27 (14.2)	26 (13.7)
企業実施項目	190 (100.0)	82 (43.2)	66 (34.7)	81 (42.6)	32 (16.8)	19 (10.0)	15 (7.9)
製造業 組合要求項目	108 (100.0)	40 (37.0)	28 (25.9)	22 (20.4)	16 (14.8)	18 (16.7)	16 (14.8)
企業実施項目	108 (100.0)	41 (38.0)	32 (29.6)	42 (38.9)	14 (13.0)	10 (9.3)	10 (9.3)